

答 申

**第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論**

山口県公安委員会（以下「実施機関」という。）が令和6年（2024年）3月6日付け山公委第9号で行った公文書開示請求の不開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

**第2 審査請求に至る経過**

**1 公文書の開示請求**

審査請求人は、令和6年（2024年）2月20日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「別添のとおり、〇〇さんに関する全ての文書（メモ含む）なお、新たに入手した警察情報を含みます」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

**2 実施機関の処分**

実施機関は、令和6年（2024年）3月6日付けで、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

**3 審査請求**

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年（2024年）6月7日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

**第3 審査請求人の主張要旨**

**1 審査請求の趣旨**

不開示決定処分の取消しを求めるというものである。

**2 審査請求の理由**

（省略）

**3 実施機関の理由説明に対する意見**

（省略）

**第4 実施機関の説明要旨**

（省略）

**第5 審査会の判断**

**1 条例について**

**（1）条例第7条第1号について**

条例第7条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情

報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

これは、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、不開示とする個人に関する情報の要件を定めたものである。

なお、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人識別性がなく特定の個人を識別することができない情報又は特定の個人を識別することができる情報が含まれている場合の当該情報を除いた残りの情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、財産権その他の当該個人の権利利益を害するおそれがあるものをいい、例えば、匿名の作文や反省文、カルテ等の個人の思想、心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に係るものとして保護すべき情報や、特許出願等をする前のアイデア等であって、開示することにより第三者が特許出願を行うなど発明者の権利利益を侵害するおそれのある情報をいうとされている。

## (2) 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、本件公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

ここで、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、例えば、特定の個人の病歴に関する情報、犯罪の内偵捜査に関する情報などの開示請求に対し、本件公文書は存在するが不開示とする、又は本件公文書は存在しない等、公文書の存否を明らかにすることにより、本件公文書を開示したときと同様に、条例第7条各号に定める不開示情報の規定により保護すべき利益が害されるおそれがある場合をいうとされている。

## 2 本件処分の妥当性について

本件請求は、開示請求書に別添として、審査請求人が裁判所に提出したものと推察される審査請求人の自己情報が記載されている資料が添付(以下「別添資料」という。)され、本件開示請求書及び別添資料から判断される本件請求の内容は、審査請求人が裁判所に対して、実施機関の特定の委員等を証人として呼び出すことを申し立てたこと等に関連する情報が記載された公文書の開示を求めるものであって、実施機

関が主張するように、特定の委員が個人（私人）として事件に関与している事実等に関する公文書の開示を求めていることが認められる一方で、本件請求の内容については、審査請求人本人の自己情報の開示を求めているものとも解されることから、仮に、当該公文書は存在するが条例の定める不開示情報に該当するとして、あるいは、当該公文書が存在しないことを理由として不開示決定を行った場合は、本件開示請求書及び別添資料に記載された審査請求人本人に関する情報に関連することが記録された公文書が存在する事実又は存在しない事実を明らかにするものと認められる。

したがって、本件請求の対象となる公文書の存否を答えることは、条例第7条第1号に定める個人に関する情報を開示することとなるため、実施機関が、条例第10条により、当該公文書の存否を明らかにせず不開示決定を行ったことは妥当である。

なお、実施機関は、本件請求の対象となる公文書の存否を答えることは、条例第7条第4号に定める不開示情報にも該当するとしているが、上記のとおり、本件請求の対象となる公文書の存否を答えることは、同条第1号に該当するものと認められることから、同条第4号の該当性については判断しない。

### 3 その他

審査請求人は種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### 4 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和6年 9月11日	実施機関から諮問を受けた。
令和7年 10月 7日	事案の審議を行った
令和8年 2月 5日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第二部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
中 坪 良 子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
綿 部 未 央	行政書士	

（令和8年2月5日現在）